

○周南市農業委員会和解の仲介に関する規程

令和4年3月18日農委規程第1号

周南市農業委員会和解の仲介に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第25条の規定による農地等（農地（耕作の目的に供される土地をいう。）又は採草放牧地（農地以外の土地で主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。）をいう。以下同じ。）の利用関係の紛争の和解の仲介（以下「仲介」という。）の事務のうち周南市農業委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務について、法令、農地法関係事務に係る処理基準について（平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官依命通知）の農地法関係事務に係る処理基準第10の規定、農地法関係事務処理要領の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）の農地法関係事務処理要領の別紙1農地法に係る事務処理要領（以下「農地法に係る事務処理要領」という。）第12の1の規定その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(仲介の基本方針)

第2条 仲介は、厳正、公平を旨とし、仲介の申立人若しくはその相手方又はその利害関係人（以下これらを「申立人等」という。）の理解と互譲により条理にかない、適法で、かつ、実情に即したものとなるよう努めなければならない。

(仲介申立の手続)

第3条 委員会の管内の土地に係る農地等の利用関係の紛争について仲介の申立てをしようとする場合は、紛争の当事者の双方又は一方からの和解の仲介申立書（別記様式第1号）の提出又は口頭をもって申し出ることとする。

2 口頭で仲介を申し立てる場合には、申立人が委員会の事務所に出頭し、委員会の仲介事務を担当する職員（以下「担当職員」という。）の面前で申し立てる事項を陳述しなければならない。この場合において、担当職員は、申立人が陳述した事項を記録し、和解の仲介申立調書（別記様式第2号）を作成した後、申立事項を申立人に読み聞かせて申立ての内容に相違ないことを確認し、その調書の末尾に、当該申立人に署名又は記名押印をさせるものとする。

3 代理人が申し立てる場合には、当該申立てにつき代理権を有することを証する書面を提出しなければならない。

(仲介の申立の処理)

第4条 委員会の会長(以下「会長」という。)は、仲介の申立てを受け付けたときは、申立事由及びその内容を調査し、仲介を行うことが適当であるか否かを検討し、委員会において仲介を行うことが困難又は不適當であると認められる場合その他要件を欠くと認められる場合を除き、遅滞なく仲介を行わせるものとする。

2 前項に規定する仲介を行うことが困難又は不適當とは、次に掲げる場合とする。

(1) 当該紛争に係る農地等のうち、委員会の管内でない農地等が含まれているとき。

(2) 当該事件が農地等に係る行政処分の変更等を必要とすることとなることが予想されるとき。

(3) 当該紛争の当事者の一方が、国、山口県又は周南市であるとき。

(4) 当該紛争の当事者の一方が委員会の委員(以下「委員」という。)、その配偶者、世帯員等であるとき。

(5) 当該紛争が、所有権の存否に係る純法律的な紛争、委員会で既に仲介を試みたことのある紛争でその後当該紛争についての基本的な事態に変更のないもの、多数の当事者に係る紛争その他の委員会が自ら仲介することが困難又は不適當と認めるものであるとき。

3 会長は、申立てがあつた事件のうち委員会において仲介を行うことが困難又は不適當であると認められるもの(仲介委員からの第11条第3項の規定による申出があつたものを含む。)があつた場合には、次の委員会の総会(周南市農業委員会規程(令和2年周南市農業委員会規程第1号)第3条に規定する総会をいう。以下同じ。)に諮り、法第25条第1項ただし書の山口県知事に仲介を行うべき旨の申出をするか否かを決定しなければならない。

4 委員会は、前項により山口県知事に仲介を行うべき旨の申出をすることを決定した場合には、遅滞なく、申立人の同意を徴した上、山口県知事に対し和解の仲介の申出書(別記様式第3号)により山口県知事が仲介を行うべき旨を申し出ることとする。

(仲介委員の指名及び通知)

第5条 会長は、前条第1項の規定による検討により委員会が仲介を行うことが適当であると認める場合は、申立てのあった事件ごとに、法第25条第2項の規定により委員のうちから3人の仲介委員を指名する。ただし、次の各号に該当するものは指名しないこととする。

(1) 当該紛争当事者の親族（民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する親族をいう。）たる委員

(2) 当該紛争について利害関係を有する委員

2 会長は、仲介委員の指名については、申立てのあった事件ごとにその内容、申立人等の意向等を勘案して行わなければならない。

3 会長は、仲介委員を指名したときは、すみやかに当該仲介委員及び申立人等に対し和解の仲介の開始通知書（別記様式第4号）により仲介を開始する旨を通知するとともに、山口県知事に対し和解の仲介の開始通知書（別記様式第5号）によりその旨及び当該紛争の概要を通知することとする。

（仲介委員の任期）

第6条 仲介委員の任期は、仲介委員に指名されたときに始まり、申立事件の和解が成立し、又は仲介を打ち切り、そのてん末の報告が会長に受理されたときに終わる。

（仲介委員の変更及び通知）

第7条 会長は、仲介委員に事故があるときは、仲介委員の指名を解き、新たに仲介委員を指名しなければならない。

2 会長は、申立人等から仲介委員について異議の申立てがあった場合には、その事由を検討し、正当な理由があると認めたとき又は仲介を円滑に進めるため必要があると認めたときは、仲介委員を変更するものとする。

3 前2項の規定による変更後の仲介委員の任期は、前条の規定を準用する。

（仲介委員会及び仲介主任）

第8条 仲介委員は仲介委員会を構成し、最初の仲介委員会は会長が招集し、第2回目以降の仲介委員会は、次項に規定する仲介主任が招集する。

2 仲介委員会に仲介主任を置く。

3 仲介委員は、その互選により仲介主任を定めるものとする。

4 仲介主任は、仲介を掌理する。

5 申立人等、山口県の小作主事（以下「小作主事」という。）等への通知その他の行

為は、仲介主任が行う。

- 6 仲介委員会の仲介に関する意思決定は、多数決により行うことができるが、仲介の期日及び場所、仲介の方針、和解条項、仲介の終了等については、その性質上、全員一致の意見に基づいて行うよう努めるものとする。
- 7 農地法施行令(昭和27年政令第445号。以下「令」という。)第23条第1項に定める申立人等に対する仲介期日の通知は、和解の仲介期日等の通知書(別記様式第6号)により行う。
- 8 仲介委員は、前項の通知をしたときは、小作主事に対し、その旨を通知する。
- 9 当該申立事件を担当する仲介委員及び担当職員並びに仲介委員会に出席を要求された者以外は、仲介委員会に出席することはできない。
- 10 仲介委員会は、原則として非公開とし、仲介委員及び職務のため出席した職員その他の関係者は、仲介において知った秘密を他に漏らしてはならない。

(小作主事の意見聴取)

第9条 法第26条第1項の規定により聴取する小作主事の意見は、遅くとも、和解を成立させる前に、成立させるべき和解条項の可否について聴くこととし、必要があれば仲介方針についてもその意見を聴くものとする。

- 2 仲介委員は、法第26条第1項に規定する法第18条第1項に規定する事項(山口県知事の許可を要する事項)以外の事項についても、その内容が純法律的なもの又は相当長期間にわたる法律関係を成立させることとなるものについては、努めて小作主事の意見を聴くものとする。

- 3 委員会は、小作主事が口頭で意見を述べたときは、その旨を第18条第2項の和解の仲介記録簿(以下この項において「和解の仲介記録簿」という。)に記録し、書面により意見が述べられたときは、その意見書と和解の仲介記録簿を整理し、保管しなければならない。

(参考人の意見聴取)

第10条 仲介委員は、仲介を適正かつ円滑に処理するため必要があると認めるときは、会長と協議し、参考人の仲介委員会への出席を求め、参考人の意見を聴くことができる。

- 2 参考人の意見聴取は、前条第3項の規定を準用する。

(仲介委員会の運営)

第 11 条 仲介は、申立人等の合意によらなければならない。

2 仲介期日には、当事者の出頭を求めるものとする。ただし、仲介期日にやむを得ない理由により自ら出頭できないときは、代理人の出頭でもさしつかえないが、この場合には、当該事件の仲介についての代理権を授与したことを証する書面を提出させるものとする。

3 仲介委員は、仲介に係る事件を委員会において仲介を行うことが困難又は不適當である事情があると判明したときは、申出人の同意を得て、会長に対し、山口県知事による仲介の手段をとるよう申し出ることができる。

4 仲介委員は、仲介に係る紛争が農事調停その他の法定による紛争処理制度に係属しているときは、その係属中は、仲介手段を休止するものとする。

(仲介による和解の成立)

第 12 条 仲介による和解が成立したときは、仲介委員がその内容を記載した調書を作成し、仲介委員及び当事者双方（仲介手段に参加した利害関係人のうち、その和解の結果を容認した者を含む。）は、その調書の末尾に署名又は記名押印するものとする。

(仲介の打ち切り及び通知)

第 13 条 仲介委員は、仲介の場所において令第 25 条第 2 項の規定により仲介を打ち切ることを決定したときは、当事者及び参加人に対し、その旨を和解の仲介の打ち切り決定通知書（別記様式第 7 号）により通知して仲介を打ち切るものとする。

(仲介の申立ての取下げ)

第 14 条 仲介手段中に申立人から仲介の申立ての取下げがあったときは、その時に仲介は終了することになるので、仲介の場所以外において取下げがあったときは、仲介委員は、被申立人及び参加人に対し和解の仲介申立ての取下げ通知書（別記様式第 8 号）によりその旨を通知するものとする。

(会長への報告)

第 15 条 仲介委員は、和解が成立したとき、仲介を打ち切ったとき又は仲介の申立ての取下げがあったときはその結果を遅滞なく会長に報告しなければならない。

(県知事への仲介結果の通知)

第 16 条 委員会は、申し立てられた事件について仲介が終了したときは、山口県知事に対し、和解の仲介結果通知書（別記様式第 9 号）により仲介結果を通知するもの

とする。

(担当職員の事務)

第 17 条 担当職員は、仲介の場所に出席するとともに、仲介主任の命を受けて仲介手続に係る書面の作成その他の事務を処理するものとする。

(仲介の記録等)

第 18 条 委員会は、和解の仲介申立簿（別記様式第 10 号）を備え、事件名、申立人、仲介委員及び結果を記録しなければならない。

2 委員会は、仲介の申立てがあった事件につき自ら仲介を行ったときは、和解の仲介記録簿（別記様式第 11 号）により事件ごとに記録簿を作成し、仲介の経過及び結果を記録しておかなければならない。この場合において、仲介の経過には、仲介の期日ごとにその出席した仲介委員、申立人等の氏名及び仲介の概要を記載するものとする。

3 委員会は、仲介により和解が成立した事件につき、第 12 条の規定により作成した調書の原本を整理し、これを保存しなければならない。

4 委員会は、申立人等のいずれかから申請があったときは、前項の調書の謄本を交付するものとする。

(その他)

第 19 条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係。和解の仲介申立書）、別記様式第2号（第3条関係。和解の仲介申立調書）、別記様式第3号（第4条関係。和解の仲介の申出書）、別記様式第4号（第5条関係。和解の仲介の開始通知書）、別記様式第5号（第5条関係。和解の仲介の開始通知書）、別記様式第6号（第8条関係。和解の仲介期日等の通知書）、別記様式第7号（第13条関係。和解の仲介の打切決定通知書）、別記様式第8号（第14条関係。和解の仲介申立ての取下通知書）、別記様式第9号（第16条関係。和解の仲介結果通知書）、別記様式第10号（第18条関係。和解の仲介申立簿）及び別記様式第11号（第9条、第18条関係。和解の仲介記録簿）の様式は、農地法に係る事務処理要領の様式例第12号の1（和解の仲介申立書）、様式例第12号の2（和解の仲介申立調書）、様式例第12号の5（和解の仲介の申出書）、様式例第12号の3（和解の仲介の開始通知書）、様式例第12号の4（和解の仲介の開始通知書）、様式例第12号の6（和解の仲介期日等の通知書）、様式例第12号の7（和解の仲介の打切決定通知書）、様式例第12号の8（和解の仲介申立ての取下通知書）、様式例第12号の9（和解の仲介結果通知書）、様式例第12号の10（和解の仲介申立簿）及び様式例第12号の11（和解の仲介記録簿）に、必要な修正を加え準用する。